

議案第 13 号

令和 4 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案

令和 4 年度飯能市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

飯能市長 新 井 重 治

第1表 繰越明許費

名 栗 診 療 所 勘 定

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費	1 施 設 管 理 費	名 栗 診 療 所 空 調 設 備 修 繕	千円 5,480